第３の４を次のように改める。

４　第１種特定海洋生物資源ごとの平成23年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成23年７月～平成24年６月	423,000
2	すけとうだら	平成23年４月～平成24年３月	219,000
5	まさば及びごまさば	平成23年７月～平成24年６月	693,000
7	ずわいがに	平成23年７月～平成24年６月	6,227

（注１～２）（略）

第４の２を次のように改める。

２　第３の４の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成23年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	335,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	410,000
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	4,687

（注１～２）（略）

第５の２を次のように改める。

２　第４の２の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	操業区域	数量
2	ずわいがに	⑴　A海域	3,398
		⑵　B海域	29
		⑶　D海域	875
		⑷　E海域	385

㈫操業区域の欄の海域は上記１と同様とする。

第６の１⑸を次のように改める。

⑸　まさば及びごまさば

（単位：トン）

都道府県名	数量
東京都	19,000
静岡県	17,000
三重県	43,000
和歌山県	13,000
島根県	14,000
高知県	8,000
長崎県	20,000
宮崎県	18,000
鹿児島県	21,000

㈫（略）

第６の２⑴⑵⑸⑺を次のように改める。

⑴　さんま

（単位：トン）

都道府県名	数量
北海道	48,000
岩手県	7,000

宮城県、千葉県、静岡県、三重県、和歌山県、高知県及び長崎県については、若干とする。

⑵　すけとうだら

（単位：トン）

都道府県名	数量
北海道	80,900

⑸　まさば及びごまさば

（単位：トン）

都道府県名	数量
東京都	19,000
静岡県	19,000
三重県	36,000
和歌山県	11,000